

法規の下に取締ること、爲したるも朝鮮にては經濟上の状態及其の業務上の舊慣とは内地と同一に律すへからざるものあり、仍て利子制限、流質期限、質物處分及質物の滅失又は毀損の場合に於ける損害の負擔に關しては別段の規定を設くことを得へき特例を認め制令施行規則を發布し其の條項中に利子の割合、流質期限、質物の滅失又は毀損の場合に於ける損害負擔の方法は認可を受くへき旨を定め舊慣あるものにして弊害なき以上は可成認可するの方針を探り、且經濟上の關係より利子の割合は取締法の制限に依らざるを得る旨の例外規定を認めたるか施行後の状況最も良好なる效果を收めつゝあり。

## 十一 古物商取締

古物商取締に關しては舊韓國政府時代は何等法規の制定せられしものなく古物の賣買讓與は自由に放任せられたるか爲朝鮮人古物商に就ては全く取締の途なく又内地人に就ては領事館令又は理事廳令を以て規定せられたるものありたるも其の規定區々に亘り、且不備の點多く殊に近年内地人の移住漸次増加し、從て内鮮人古物商の數亦多きを加へ從來の如き不備の法規にては到底之か取締の目的を達する能はざるものあるを以て明治四十五年三月之か取締令を發布し同年四月より之を施行せり。

### 古物營業者調

(昭和元年十二月末日現在)

種別	道別										江原	咸南	咸北	計
	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
古物商	二、七〇〇	二、三〇〇	一、三七〇	一、六八九	一、六六一	一、三〇〇	一、二七五	一、二七〇	一、〇三三	一、〇三三	一、八五五	九〇六	老〇二	一、〇一六
古物競賣所	三	一	一	一	一	一	七	一	一	一	三	一	八	元

備考 ×印は兼を示す

## 十二 古墳遺物保存に關する取締

各地方廢寺跡其の他間曠の土地に存在する古碑石塔石佛其の他石材に彫刻せし建設物は歴史の考證若は美術の模範として永續保存を圖るべき國家貴重の寶物なるに、此等物件を冒認して賣買契約を爲し又は他に移轉して史蹟の喪失を顧みさるか如き非行を敢てする者あるを以て明治四十四年十一月官通牒第三百五十九號を以て警務官憲並道府郡に訓達し嚴重監視な爲さしむる所ありと雖、尙取締上遺憾の點あるに依り、大正五年七月府令第五十二號を以て古蹟及遺物保存規則を發布し、以て古蹟及遺物の如何なるものなるかを明かにし、保存の價值あるものは臺帳に登録し、古蹟遺物を發見したる場合の届出臺帳に登録したる古蹟遺物の現狀變更、移轉、修繕、處分又は其の保存に影響を及ぼすへき施設を爲さむとする場合の許可其の他取締上必要の事項を規定し、以て嚴密周到なる取締を爲しつゝありて成績良好なり。

### 十三 代書業者取締

代書業者は其の業務の性質上動もすれば民刑訴訟その他紛議等に關與し、直接間接に之か勸誘鑑定、紹介若は仲裁等を爲し、又は土地家屋の賣買譲渡、債權の取立人事周旋に關與し、或は詐欺横領等の犯罪行爲に出つる等種々の弊害を醸し易く、殊に朝鮮人は一般に智識低級にして法規に暗く且つ文筆を能くするもの多からず、往々惡代書業者の爲欺瞞せられ損害を蒙る者尠からざるを以て、之か取締に關しては大正四年代書業者取締規則を發布し、別に大正八年及同九年各道に對し内訓又は通牒を發して取締の屬行を期せしめ、各道の地方狀況に應し定員を定め、且代書料を一定する等取締上毫も遺漏なきを期しつゝありて成績良好なり、而して代書業者は逐年其の數を増加しつゝある状況なるも、之れ社會人文の進歩により事件の増加に伴ふ自然の結果なりと信す。

### 十四 朝鮮労働者募集取締

朝鮮労働者の内地渡航は明治四十四年に始まり、爾來年年少數の出稼者團體的に渡航しつゝありしか、歐洲戰亂の結果内地事業界の勃興に従ひ労働者の需求となり、朝鮮人にして内地に渡航する者漸く多きを加へ、又此の機に乗して漫に朝鮮人を内地に誘引し、其の間不正の利を貪らむとするもの輩出するに至れり、茲に於て本府は大正七年朝鮮外の事業に從事する労働者の募集に關し朝鮮人労働者之れ社會人文の進歩により事件の増加に伴ふ自然の結果なりと信す。

募集取締規則を制定し募集者をして雇傭契約約款を提出せしめ、其の賃銀率、雇傭期間、就業時間、收容設備、往復旅費の負擔方法、疾病傷痍救療方法等につき適否並募集者の契約履行の確否を調査し、内務省の意見を呈し、弊害なしと認めたるとき初めて許可することゝ爲し、出稼労働者の保護取締に缺くる所なきを期すると共に、併せて散漫無定見の出稼者を牽制し、以て内地労働問題の紛糾を助長する等のことながらしむるの用意に出てたり、然りと雖内地事業家は内地在留者を利用するためか特に規則の手續を履行し之か募集を爲す者甚た少き現況あり。

朝鮮人労働者募集及渡航累年比較

年 次	件 数	募 集			許 可			同上に對する渡航 員	備 考
		男	女	計	男	女	計		
大正六年	合	一八、七三	二〇、〇三	三八、七七	五、二〇		一、〇六	六、三〇	
大正七年	毛	一四、三九	一四、三九	二八、六八	三、二五		五、二五	六、二四	内募集許可二件男三、四〇名女二、〇二 名に對し渡航男七三名女一名は南 洋行
大正八年	毛	五、〇六	五、〇五	一〇、一五	一、〇三	九二	三五	三五	内募集許可二件男三、三〇名に對し渡 航允名は滿洲行男九一名女西名南洋 行
大正九年	三	四、一六	一、三三	五、三三	七毛	四九	二三	二三	内募集許可及渡航は總て内地なり
大正十年	三	四、三九	七、四六	一二、二五	四九	一夫	一、〇二	一、〇二	

# 朝鮮人内地渡航及歸還

(昭和元年十二月末日現在)

して慢然渡航するものにして内地人企業者の募集に應し又は確實なる就職口を定めて渡來する者極めて少きは最近大阪府に於て新渡航労働者につき調査の結果に依れば就職口の定まり居る者は僅に一割七分にして不確實なる者五割強慢然渡航せる者二割強の數字によりても窺知する事を得へし。

事情に鑑み無謀なる労働者の渡航を制限したるにより、稍この勢を緩和するを得たり。

したるを以て朝鮮人勞働者にして内地に渡航する者急激に増加し、其の後逐年多きを加ふるの傾向にありしか、大正十二年關東大震災後に於て流言蜚語盛となりたるを以て一時歸鮮せる者四萬人に達し、剩ざ先朝鮮側に於ても内地渡航の制限をなしたる爲、一時著しく在住鮮人の減少を見たるか帝都

# 第一十一章　内地に於ける朝鮮人労働者の状況

# 内地渡航の状況

本表中ノ日本國政府の父に對する酒税ノ異なり

本表は事務主に於て収集許可を受け渡せし所たる者のみにして許可を受けざる單獨所有者を含まず

				大正十一年
大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	
一、九七一	一、九七〇	一、九七一	一、九七〇	三、五二一
一、四三〇	一、四三〇	一、三〇〇	六〇〇	一、六一五
一、三〇一	一、九三〇	三、一七一	六〇〇	五、二三六
X			X	X
四〇七	三〇九	一七一	七一	一、五四九
X	X		X	X
三一	六〇〇	三一	三一	二七七
X	X		X	X
三〇七	三〇九	二四八	元一五	一、八三二
同		同	同	募集許可及渡航は總て内地なり

內  
地  
在  
甘  
朝  
鮮  
人  
戶  
數  
及  
人  
員

(昭和元年十二月現在)

# 二 分 布 の 狀 況

最近に於ける内地在住朝鮮人労働者の分布状況を見るに昭和元年十二月末現在に於て大阪府の二五二二九名を最多とし福岡県の一三、八一〇名、愛知県の一〇、四四七名、東京府の八、六一四名、兵庫県の八、五一九名、之に亞き沖縄の一三名を最少とするも朝鮮人労働者の在住せざる府縣なきの状況にあり。

廣	山	和	德	香	愛	高	福	大
島	山	口	島	川	媛	知	岡	分
西四	五七二	一五五	二三七	三言	二二六	四、七六八	三、三九六	二云
九三	一九三	三七	四九	一交	二三九	五、七六一	四、一六	三六
佐	熊	宮	鹿	沖	北	臺	櫛	九二六
賀	本	崎	島	繩	道	灣	太	計
九三	一五五	二四	五六	四六七	三二九	二七四	三八二	一三六
三元	三一五	三六	三三九	三三九	三三九	二七四	二九一	一八七
九七	三毛	四〇	四九四	一九七	一〇六	三九三	二九三	一八八
八六九	三三三	三三三	三八三	三三三	三三三	二六	二九八	二四八
九七	三毛	四〇	四九四	一九七	一〇六	三九三	二九三	一八八

備考 樺太廳管下在住鮮人調は大正十五年十月末現在さす

# 三 就 職 の 狀 況

朝鮮人労働者は概ね無學又盲智的教養極めて低級なるを以て精神労働者たるもの極めて稀にして多くは筋肉労働者なり、而して筋肉労働者にありても熟練労働者として内地人に拮抗し得る者亦少く其大部分は自由労働者なり。

就職困難なるも彼等は比較的從順なると寒暑不潔等に堪ゆる外自ら進んで労働争議等に加入せざりし

等の理由により從來は能率低劣なると責任感の乏しきとに不拘相當需要あり現に大阪府に於ける硝子  
紡績、皮革、鍍金等の各工場に於て多く採用されたるか近來内地人側の勞働運動の隆盛となるに及び  
之等の刺戟を受けて勞働組合に加盟し又は自ら進んて勞資紛議を企てむとする傾向著しきを以て一般  
に工場主の同情を失ひ爲に此の方面の就職益々困難となれり。

完成と共に失職すること多く常に全労働者の一割五分乃至二割の失業者を生し最近大阪府のみに於ても三千七百十七名の失業者ありと云ふ唯彼等の労働は技術を要せざる關係上一の仕事に對し二三人宛交互相に從事し居るものあるを以て實際上の失業者は相當多數にのほるは想像に難からず。

# 四 收入及生活の状況

朝鮮人労働者の賃銀は地方に依り一定せざるも大體に於て自由労働者にありては日給平均一圓五十銭を普通とするも仲仕の如きに在りては四圓乃至五圓を稼き得る者あり。

熟練労働者は普通自由労働者に比し約一割高率なるも稀には五圓乃至六圓を得る者あり。之を内地人労働者と比較するに自由労働者に於ては殆んど大差なきも熟練労働者にありては概ね内

彼等は獨身者多く一戸を構ふるもの僅少にして大部分は工場内の寄宿舎に合宿するか或は下宿屋に

雜居し最も下級の労働者にありては多く飯場に雜居す、然も彼等は衛生思想に乏しきため不潔を極め其の混亂名状すへからざるものあり。

宿料は一日五十五錢最高八十五錢位なるか之か不拂者續出するを以て労働者の最も多く在住する大阪府に於ては下宿業者は夫々地方的組合を組織して種々防止方法を講し居れり。

斯の如く彼等一日の生活費は平均七十錢位なるを以て眞面目に労働するに在りては相當の餘裕を生し國元へも送金し得る筈なるに總して貯蓄心乏しく多少の餘裕を生すれば直ちに休業し酒色に耽り賭博をなすを常とす、普通一箇月の就労日數は約二十日内外にして國元への送金は勿論歸鮮せむとするに當り旅費に窮するもの少からざるの状況に在り。

### 五 思 想 傾 向

朝鮮人労働者の多くは概ね無學文盲にして最近の調査に依れば無教育者全労働者の約八割に當り普通學校卒業程度の者約二割中等學校卒業程度の者に在りては僅かに數名に過ぎず、從て其の思想極めて幼稚にして思想問題を解する能力を有する者殆んどなきも唯民族的意識は相當濃厚に潜在せるものゝ如く時に不穏の言辭を弄するものあり、又隨所に惹起する内鮮人労働者の争鬭事件の如きは言語の不通風習の差異等に基因すること多きも時には彼等の胸底に潜む民族意識の發露を見るべき場合無きにあらず。

近時内地人の各種社會運動の刺戟に依り労働組合を組織するもの急激に増加し來り、一方從來朝鮮人労働者は労資の紛議等に當りても内地人に追従して之を利用せむとするに過ぎざりしも近來に至りては彼等相團結して積極的に紛議を企てむとする傾向鮮明となり解雇手當負傷手當又は此等に關する慰藉料の請求等に關し組合の應援を求むると共に一方爭議其の他の示威運動に際し内地人團體に自ら進んで參伍せむとするもの漸次多きを加へつゝあるか、殊に最近に於ては内地人の無產政黨組織に刺戟せられ漸次經濟運動より政治運動に方向を轉換せんとしつゝあることは最も注目に値すへきこと、認めらる。

## 第二十一章 消 防

### 第一 消 防 機 關

舊韓國時代には居留地及開港地に日本人の組織する消防組ありし外京城に支那人の組織するものありしも之等は各自國民の火災豫防に從事する餘力を以て一般火災に援助するに過ぎずして其の他何等の設備もなかりしか明治四十年に至り宮中に消防隊設置せられ宮中に限らず一般府内の消防に從事することなれり、之れ舊韓國に於ける消防機關の嚆矢とす。

現在の消防組は大正四年府令を以て發布されたる消防規則に依り地方長官をして府面を單位として設置せしめ逐年遞増したるものにして其の數八百四十八組を算し之を其の組織の内容に依り區別せは内地人のみを以て組織するもの十一組、朝鮮人のみを以て組織するもの二百七十二組、内鮮人共同組織のもの五百四十一組、内鮮支人共同組織のもの十七組なり、而して京城府には消防署を設置し仁川平壤、大邱、釜山、馬山、木浦の六府に常備消防手を配置せり、又消防組員數は内地人九千四百九十五人、朝鮮人四萬四千九百七十九人、支那人百九人、計五萬四千五百八十三人にし消防組は三面に對し一組消防組員は人口三百四十四人に對し一人の比率を示せり。

又本年五月各道消防關係主任警察官及各消防組の代表者二百十四名を本府に召集消防會議を開催し消防設備の向上發達に關し協議し以て警火思想の普及並火災防遏の徹底に努め居れり。

### 消防組 及 組員

(昭和元年十二月末日現在)

道 名	種 別	組			織	組	員
		常備	内地人	朝鮮人			
京畿道	二						
忠淸道	三						
忠淸南道	五	元					
忠淸北道	六	吾					
慶尚道	七	金					
慶尚北道	八	金					
慶尚南道	九	金					
慶尚道	十	金					
全羅北道	十一	金					
全羅南道	十二	金					
江原道	十三	金					
咸鏡南道	十四	金					
咸鏡北道	十五	金					
平安南道	十六	金					
平安北道	十七	金					
平壤道	十八	金					
海尚道	十九	金					
尚南道	二十	金					
尚北道	二十一	金					
延壽道	二十二	金					
義城道	二十三	金					
義州道	二十四	金					
義城道	二十五	金					
義州道	二十六	金					
義州道	二十七	金					
義州道	二十八	金					
義州道	二十九	金					
義州道	三十	金					
義州道	三十一	金					
義州道	三十二	金					
義州道	三十三	金					
義州道	三十四	金					
義州道	三十五	金					
義州道	三十六	金					
義州道	三十七	金					
義州道	三十八	金					
義州道	三十九	金					
義州道	四十	金					
義州道	四十一	金					
義州道	四十二	金					
義州道	四十三	金					
義州道	四十四	金					
義州道	四十五	金					
義州道	四十六	金					
義州道	四十七	金					
義州道	四十八	金					
義州道	四十九	金					
義州道	五十	金					
義州道	五十一	金					
義州道	五十二	金					
義州道	五十三	金					
義州道	五十四	金					
義州道	五十五	金					
義州道	五十六	金					
義州道	五十七	金					
義州道	五十八	金					
義州道	五十九	金					
義州道	六十	金					
義州道	六十一	金					
義州道	六十二	金					
義州道	六十三	金					
義州道	六十四	金					
義州道	六十五	金					
義州道	六十六	金					
義州道	六十七	金					
義州道	六十八	金					
義州道	六十九	金					
義州道	七十	金					
義州道	七十一	金					
義州道	七十二	金					
義州道	七十三	金					
義州道	七十四	金					
義州道	七十五	金					
義州道	七十六	金					
義州道	七十七	金					
義州道	七十八	金					
義州道	七十九	金					
義州道	八十	金					
義州道	八十一	金					
義州道	八十二	金					
義州道	八十三	金					
義州道	八十四	金					
義州道	八十五	金					
義州道	八十六	金					
義州道	八十七	金					
義州道	八十八	金					
義州道	八十九	金					
義州道	九十	金					
義州道	九十一	金					
義州道	九十二	金					
義州道	九十三	金					
義州道	九十四	金					
義州道	九十五	金					
義州道	九十六	金					
義州道	九十七	金					
義州道	九十八	金					
義州道	九十九	金					
義州道	一百	金					
義州道	一百一	金					
義州道	一百二	金					
義州道	一百三	金					
義州道	一百四	金					
義州道	一百五	金					
義州道	一百六	金					
義州道	一百七	金					
義州道	一百八	金					
義州道	一百九	金					
義州道	一百十	金					
義州道	一百十一	金					
義州道	一百十二	金					
義州道	一百十三	金					
義州道	一百四	金					
義州道	一百五	金					
義州道	一百六	金					
義州道	一百七	金					
義州道	一百八	金					
義州道	一百九	金					
義州道	一百十	金					
義州道	一百十一	金					
義州道	一百十二	金					
義州道	一百十三	金					
義州道	一百四	金					
義州道	一百五	金					
義州道	一百六	金					
義州道	一百七	金					
義州道	一百八	金					
義州道	一百九	金					
義州道	一百十	金					
義州道	一百十一	金					
義州道	一百十二	金					
義州道	一百十三	金					
義州道	一百四	金					
義州道	一百五	金					
義州道	一百六	金					
義州道	一百七	金					
義州道	一百八	金					
義州道	一百九	金					
義州道	一百十	金					
義州道	一百十一	金					
義州道	一百十二	金					
義州道	一百十三	金					
義州道	一百四	金					
義州道	一百五	金					
義州道	一百六	金					
義州道	一百七	金					
義州道	一百八	金					
義州道	一百九	金					
義州道	一百十	金					
義州道	一百十一	金					
義州道	一百十二	金					
義州道	一百十三	金					
義州道	一百四	金	</td				

# 消防啓簡數

(昭和元年十二月末日現在)

## 三 火災發生及損害

大正十五年中の火災発生度數は二千六百五十九回、焼失棟數六千六百六十七棟、其損害額三百八十

火災損害寄

(自大正十年至大正十五年)

# 第二十三章 衛生施設

櫻況

當時の狀態　往時朝鮮に於ては衛生思想極めて幼稚にして偶々疾病に罹る者あるも醫療に依るを好まず先づ巫女賣卜等の言を聞くの風習めり、隨て其の迷信を利用し衣食を事とするの輩多きに比し、現代的學識技能を有する醫師殆んどなく、公衆衛生施設亦甚た不備なる爲飲料水の如き極めて不良にし

して常に各種の傳染病流行し殊に肺チス脱及十二指腸蟲病の如き各地に蔓延して殆んど底止する所を知らず、醫療機關として稍見るへきものは京城其の他一小部地方に於て内地人醫師及外國宣教師醫師の醫療に從事する者あるに過ぎざりき。

都市に上水道の敷設に着手せしめたり。

併合後の醫療施設 明治四十三年併合に伴ふ新政執行に際し深く此の點に留意し先づ開港機関の規制

に努め京城に於ける總督府醫院の規模設備を擴充すると共に各道に慈惠醫院を設置して博く一般診療及窮民救療を開始し更に併合の際下賜せられたる臨時恩賜金を以て僻陬地在住民に對し普く救療を行ふことをし既設十三箇所の外全羅南道濟州島以下五箇所に慈惠醫院を増設し、且つ巡回診療を開始し又警察醫を各地に配置し以て窮民救療施設の普遍充實を圖りたり、尙朝鮮に於ては癪患者多數存するを以て全羅南道小鹿島に同患者療養所を新設し、以て同患者收容治療に從事せり。

更に大正三年四月より公醫制度を布き醫療機關不備の地に公醫を配置し警察醫と相俟つて一般醫藥の便を興ふることゝせり殊に國境對岸地方在住鮮人に對しては楚山及會寧兩慈惠醫院をして巡回診療を爲さしめ之が救療を行ひつゝありたりと雖特に間島及琿春地方在住鮮人の移住者多數にして醫療機

全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海南道	慶慶北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	統計
三、二五	三、二五	三、二六	三、二七	三、二八	三、二九	三、三〇	三、三一	三、三二	三、二五
一八	四八	三八	三五	三元	三西	三五	二七	二七	一八
三六	二二	三三	三八	三六	三四	三二	三三	三八	三六
三、六九	三三	三一	三五	三三	三四	三三	三八	三七	三三
五、三八	一〇九	一〇七	一〇四	一〇二	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	五、三八
六、六七	八八	八三	八二	八一	八〇	八一	八二	八三	六、六七
七五、七五	一、〇九	一、〇三	一、〇二	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	七五、七五
三、八二七、四六五	四七、九五六	二六八、九七二	七七、六七九	二七五、六〇四	二〇七、六八〇	三、九四二	五、八一九	五、四九	五、八一九
五七   一三   八   六四   三七	一九   三元   四二   三元   二九	一九、二八〇	六、二七	三、九四二	七六	七三	七五	七一	四、七九二
一九   三元   四二   三元   二九	一九   三元   四二   三元   二九	一九、二八〇	六、二七	三、九四二	七六	七三	七五	七一	四、七九二
三七   一三   八   六四   三七	一九   三元   四二   三元   二九	一九、二八〇	六、二七	三、九四二	七六	七三	七五	七一	四、七九二

關の乏しき地方として無告の窮民多數存する事情あるを以て新に間島に慈惠醫院を増設し又璦春、君子街、頭道溝、百草溝に囑託醫を配置して域外窮民に對し聖恩の雨露に均霑せしむることゝせり、然るに大正十三年度に於ける政府の行政及財政整理に際し總督府醫院及全羅南道小鹿島慈惠醫院を除くの外從來の道慈惠醫院は大正十四年度より道立醫院として全部各道地方費の經費に移管し、從來使用的土地建物、物品等は全部地方費に委譲すると共に朝鮮醫院及濟生院特別會計に屬したる維持資金約四百萬圓を各道に分譲し、夫より生する利子及院收入、國庫補助を以て經營することゝなれり。

**保健衛生施設** 本府は又保健衛生の改善を計るは刻下の急務たるを認め飲料水の改良方法としては京城仁川、釜山、木浦、全州、群山、平壤、鎮南浦、元山、大邱、晋州、羅南、鎮海、義州、海州、光州、咸興、清津、新義州、會寧、清州、公州、兼二浦、春川、江景、浦項等の市街地に水道を敷設し又は敷設せしめ、又一面各道をして地方費の補助を爲さしめ共同井戸の掘鑿を獎勵し、又傳染病及獸疫の豫防に付て毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講したり尙朝鮮に於ては天然痘の流行年々猖獗を極め特に種痘を勵行して著しく其の病勢を局限し、尙汚物掃除事業其の他一般保健衛生に付ても常に勵行を怠らざるに努め諸般施設の進歩と共に稍々衛生狀態の面目を革むることを得たり。

**最近の施設** 然れども叙上施設は未だ以て十分なりといふを得ず殊に朝鮮現在の衛生狀態に鑑みるとさは今後尙調査研究を要する事項極めて多く總督府新政施行の當初に於て適切なりと思考したる施設

も今日の状勢より之を觀れば漸く其の缺陷を感するものあるを以て本府は益々之を改善に意を致して文明的施設の充實を期する爲本府多年の懸案たりし各道衛生及醫療機關の擴張は大正十年二月地方官々制改正の結果道に技師(醫師)及技手(醫師及藥劑師)を配屬せしめ、海港地に港務醫官又は同醫官補を増員せり、又既設醫院の增改築、診療分科の増置、醫院職員の增加優遇、看護婦の養成及招致等を計畫實施すると共に更に慈惠醫院新設に決定せる開城、大田、群山、沙里院、宣川、江界、鐵原、原州、惠山、北青、城津、順天、釜山の十三箇所の内群山、順天、城津、江界、惠山、開城の七院は既に竣工し一般診療及施療に從事中なり、然れども大正十三年度に於ける政府の行政財政整理の結果從來の道慈惠醫院は全羅南道小鹿島慈惠醫院を除くの外全部道地方費に移管せられ目下道立醫院として從前の通診療を行ひつゝあり。

地方衛生機關の擴充に伴ひ從來數個の機關に依りて分掌せられたる傳染病及地方病の調査研究並血清、藥物類の製造配付及衛生試驗に關する事務の統一に資する爲本府に審議機關を設け且各道に衛生技術員を置き保健及防疫の事に膺らしめ以て漸次衛生事務の根本的刷新を期せむとしつゝあり。

## 二 醫 療 機 關

**公醫** 朝鮮の村落僻地に於ては今尙醫師の分布稀薄にして醫藥の不便少からず、爲に天毒を全ふする

こと能はさる者あるを慮り大正二年公醫制度を布き主として一般の診療に從事せしむると共に兼ねて官署の衛生事務に從事せしむることゝし大正三年四月より之を實施し全道に百三十七名の醫師を配置したるに頗る良好の成績を收めたるも尙不足を感じたるを以て大正十年及同十二年度に於て定員及手當を増額し之か充實を圖り、今や定員二百二十八名を算し一人當り年手當平均一千五百圓を給し極力優良なる醫師の招聘に努めたり然るに交通甚しく不便なる場所に在りては未だ醫師を得るに困難なる土地なきに非す、之等の地方に對しては當分の間限地醫師を公醫に採用することを認めたるを以て今や全く山間僻陬の地と雖醫療機關の普及を見るに至れり。

**醫師** 昭和元年十二月末に於ては其の數僅かに千四百四十名を算し之を全鮮人口に對比するときは醫師一名に付一萬三千餘名に相當し其の分布極めて稀薄なるを以て朝鮮人の大部分は朝鮮在來の醫業者たる醫生の診療に俟たざるへからざる狀態にして衛生上頗る不安を免かれず、仍て大正三年七月醫師試験規則を發布し、大正五年四月京城醫學専門學校を設立し、大正十二年に於てはセブランス醫學専門學校を指定し其の卒業者に對し醫師の資格を認め、更に大正十三年五月京城大學に醫學部の設置を見るに至れるを以て今後益優良なる醫師を出すに至るへきも、醫師は目下其の數極めて僅少なるのみならず其の大部分は殆んど都市に集中せるを以て之か普及は前途尙遠なりと謂ふへし。

**醫生** 大正二年十一月醫師規則發布の際現に朝鮮に於て醫業に從事せるも醫師としての資格を具備せ

さる者の爲醫生の制度を設け醫師規則と同時に之を發布せり、而して醫業規則發布前二年以上醫業に從事したる満二十歳以上の鮮人を醫生として永久に醫業を認めしか、朝鮮に於ては醫師の數極めて僅少なるを以て村落僻陬の地に於ては醫治を受くること能はさる者あるを慮り、大正八年八月本令を改正して當分の間三年以上醫生に就き醫術を習得したる朝鮮人中適當なる者に對し五年以内の期限を附し醫生を免許することゝせしか、其の多くは都會に集中し村落に於ては依然として醫療機關の缺乏を告くるの状態なるを以て大正十年十二月再び之を改正し地域及期間を限り之を免許することゝせり、昭和元年十二月末に於ける醫生の數を舉ければ大正二年規則發布の際免許したる者三千六百十七名大正十年改正後地域及期間を限り免許したる者一千二百二十九名を算し其の數少からざるも多くは漢法醫術に依る者にして醫學に關する知識乏しく醫師の普及と共に其の數次第に減少するの傾向にあり。

**齒科醫師** 昭和元年十二月末に於て其の數僅かに二百二十四名にして齒科醫師の要求盛なる現時に在りては到底其の需要に應すること能はす入齒營業者を許可して之か不足を補充しつゝあるも専ら技工に從事し醫術の素養なきものなるを以て大正十年二月齒科醫師試験規則を發布し更に大正十四年二月京城齒科醫學校を指定し極力優良なる齒科醫師の養成普及を計れるを以て逐年其の數を増加せるも郡部村落に於ては今尙之か不足を訴へつゝあり。

**限地醫師、入齒營業者** 働く地に於ては前述の如く醫師及齒科醫師等の普及未だ全からざるを以て

其の資格を有せざる者と雖僻陬の地に於ては當分の間地域及期間を限り醫業又は入齒營業を許可し以て其の不足を緩和せり、昭和元年十二月末に於ける限地醫師及入齒營業者數は前者は百五名にして後者は五名を増加せり。

産婆 古來鮮人は分娩に當り他人の介補を受くることを嫌忌するの風習あり、爲に併合前に在りては助產を業とする者なかりしか其の後内地人の感化を受け漸次其の必要を認むるに至れるも未だ其の數を僅少なり、内地人産婆は内地人の増加に伴ひ漸次其の數を加へつゝあるも多くは都會地に開業し僻陬の地に於ては殆んと其の影を見ざるの有様に付朝鮮總督府醫院及大邱、平壤及咸興、晉州の道立醫院その他の鐵道病院等に於て養成するの外各道に於て試験を施行し極力之が增加普及を計りつゝあり、今

昭和元年十二月末に於ける至鮮の產婆數を示せば九百八十五名なり。看護婦昭和元年十二月末に於て八百三十一名を算するも其の數未だ所期の域に達せざるを以て之が増員を圖らむか爲産婆と共に朝鮮總督府醫院及道立醫院に於て之が養成に努めつゝあり又大正十一年

七月府令第百二號に依り内地と資格共通を認められたる結果今後益々増加普及を見るに至るへし。

醫  
療  
機  
械  
開

(昭和二年十二月末日現在)

なからさるを以て大正五年薬剤師試験規則を發布し更に大正十四年朝鮮薬学校を指定して卒業者に薬剤師の資格を認むる等極力優良なる薬剤師の普及を計りつゝあり。

# 第二十四章 賣藥及阿片取緝

一賣藥取締

賣藥の取締に付きては薬品及藥品營業取締令（明治四十五年三月制令第二十二號）及同令施行規則（明治四十五年三月府令第五十五號）一部改正（大正五年四月第三十七號）に依り道知事の許可營業となし製造及輸移入賣藥等の検査は警務總監部訓令（明治四十一年訓令）を標準とし加ふるに内務省に於ける許否薬品を参考として賣藥の品質改善と其の統一を計り配伍薬品の範圍分量等を漸次擴張し優良賣藥の出現に資し一方嚴密なる検査を執行しつゝあり。醫療機關の分布完からざる朝鮮に於て賣藥は簡易なる醫療補助として重要な意義を有し其の内容

及需要供給等は全く内地と其の趣を異にするも亦一面共通の點ありて別管に考察する能はざる事當れ  
るを以て移出入賣藥に付ては大正七年より大正九年末に至る間數回に涉り拓殖局長官を経て内務省と  
照覆を重ね適當なる機會に於て賣藥に關する取扱法規を改正することとなり爾來攻究中に屬するも現  
今尙移入賣藥中往々不良品を發見するを遺憾とする。

鮮内製造賣藥は之を大別して草根本皮の範圍を脱せざる漢方賣藥と藥局方藥品又は新藥新製薬を主劑とせるものとあり製造者に付ては其の資格の限定若くは特殊の制限を附せざるも履歴に徴し藥品若くは藥品營業に經驗を有するもの等にのみ之を許可する方針の許に漸次製造賣藥の品質の向上に資しつゝわり賣藥の需要供給は年々其の數を増加し大正十四年に於て營業者現在數四萬七千九百十八人にして近年著しく増加しつゝあり。

樂 品 舊 級 樂 品

(昭和元年十二月末日現在)

種 別	藥劑師	製藥者	藥種商	漢藥營業者	賣藥業者	賣藥請商	賣藥行者
累 積	大 正 十 年	外朝內 國鮮地 人人人	外朝內 國鮮地 人人人	一一三	一三七	一六六	一三七
		七、八 三九二	六、七 三四二	一一一	一一一	一七三	一三三
		一三六	一三三	一三一	一三一	一三六	一三三
		一三五	一三三	一三一	一三一	一三六	一三三
		一三八	一三三	一三一	一三一	一三六	一三三
		五、六 三八四	五、六 三八三	一三一	一三一	一三六	一三三
		五、六 三七一	五、六 三七一	一三一	一三一	一三六	一三三
		五、六 三七一	五、六 三七一	一三一	一三一	一三六	一三三

## 二 阿 片 取 締

備考 大正十年より同十三年に至る四箇年間は薬種商及漢藥營業の數を區分掲記せず

別							
咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安道	平南道	黃海南道	慶尙南道	慶尙北道
外朝内國鮮地人人人							
一一三	一一五	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一八
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一六	一一一
一三三	一七八	一五八	一五八	一二八	一五四	一七〇	一六三
一六一	一七一	一三一	一三二	一五	一五	一五	一三一
一三五	一三四	一三一	一三一	一三五	一六三	二三三	一元六
一一一							
一三四	一七六	一八	一三三	一三三	一三三	一三九	一四三
一七三	一三七	三七	三九元	西四六	五九九	六八三	一五八
一六二	八七六	四六六	一三〇	一三〇	二八三	一〇三七	一五三

一八一

道					較		比		年	
全羅南道	全羅北道	忠淸南道	忠淸北道	京畿道	(昭和元年)	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十二年	
外朝内國鮮地人人人										
一一七	一一七	一一七	一二六	二五三	二八六	一七三	二二六	一五三		
一三三	一一一	一一一	一一一	一三三	一四五	一五七	一三元	一一六		
一六六	一五六	一三六	一四三	七二六	七四九	七老六	三一〇	四〇〇	八、四一	
一九一	一七一	一三一	一七一	一三一	八、八二	五四四	一三一	一三一		
一四三	一六七	一三一	一七三	二九三	六九	一九六	一九三	一四〇		
一一一										
一三七	一三一	一三一	一七一	一三九	四〇五	一三〇	一三〇	一三〇	一八〇	
一四六	八六七	八一八	九三九	三〇三	七、三六八	三七	三九九	一〇、三七	七、三七	
八一三	九三九	六八六	一二六	三、六二	一四、三〇四	七九三	二九〇	六、三九六	六、二四九	

一八〇

由來朝鮮に於ては諸方面に阿片煙吸食の弊風あり、陸接國境地方に於て其の流毒最も甚しく爲に阿片癪に陥れる者尠からず、韓國政府は明治三十八年公布の刑法大全中に阿片煙及吸煙器具の輸入製造販賣を禁し、其の後統監府は屢々韓國政府に對して取締の勵行を促すと同時に内地人藥種商に對しても阿片販賣の取締を勵行し、日韓併合後本府は明治四十五年三月朝鮮刑事令を發布し朝鮮にも刑法を適用して阿片に關する制裁を嚴にし、癪者に對しては漸禁主義を探り且救療の方法を講したり、其の漸く惡習感染者を減したるに因り大正三年九月總督府訓令を以て警務其の他の官憲に之が取締方を訓達し爾來絕對禁止の方針を探ると同時に從前の實驗に徴し極力癪者を招集して半強制的に救治を加へ以て弊習を一掃せんことを期したり、斯くて稍癪者救治の效果を收め阿片煙吸食の弊習著しく減退したりと雖因襲の久しき未だ全然根絶したりと云ふを得ず、殊に其の原料たる阿片は多く支那地方より密輸入せられ、朝鮮内に於ても亦平安北道及咸鏡北道等國境地方に阿片煙製造の爲罂粟の密栽培を企つる者あり歐洲戰時中藥品類の暴騰に伴ひ栽培者頓に激増し、之に伴ふ犯罪亦累加したるか平和克復後藥品の價格低落に伴ひ栽培者及犯罪者亦減少したり。

罂粟栽培の取締に關しては從來其の栽培者ある各道に於て夫々規程を設け其の自由耕作を禁止せりと雖規定區々に亘り取締の徹底を期することを得ず、加之阿片の製造授受等に關しても根本的取締を加ふるの必要ありしを以て大正八年六月朝鮮阿片取締令及同令施行規則を發布し、醫藥用の爲阿片製

造の許可を受けたる者の外罂粟の栽培を爲すことを嚴禁し其の栽培區域を限定し製造したる阿片は總て政府に納付せしめ其の自由販賣を禁止する等極めて精細嚴密なる取締規程を設くると共に政府に收納したる阿片は一定の標準に依り之を賠償し、更に之を特定の製造業者に拂下くることゝせり。

然るに大正十三年度に於ける行政整理の結果阿片に關する專賣制度廢止せられたり、然れども從來の關係上阿片の製造は急に之を廢止すること能はず、茲に於て專賣以外の方法に依り之が取締の完璧を期せむか爲大正十四年七月朝鮮阿片取締令を改正し阿片製造人と指定製藥者との直接取引を認むると共に製造したる阿片は悉く政府に提出せしめ政府に於て之が鑑定を爲し更に朝鮮總督府の定むる價格に依り指定製藥者に販賣せしむること、し現品の取引を了する迄政府之を保管し、以て不正の賣買及使用の虞なからしむるを期し、而して一方に於て極力之が取締を嚴厲しつゝありしか、尙一層取締の徹底を期する爲大正十五年四月より警察取締を主眼とする專賣制度を布きたり。

### 三 モルヒネ、コカイン及其の鹽類並中毒者の取締

阿片アルカロイド等の麻醉劑に付ては大正九年十二月阿片條約及國際聯盟の方針に則りて取締規定を發布し、其の輸移出入に關しては總督の許可を受けしめ正當需要の外再輸移出入を爲さしめず、又輸移入したる麻醉劑に付ては周縦なる注意を以て其の亂用及不正取引の防遏に努めたるも尙違反する

者ありしを以て、大正十二年に於て右法規を改正し總て所轄警察署に於て身分證明又は認證を受くるにあらされは一切右薬品の購入を禁し且つ右手續を了したる者にあらされは所有又は所持することを禁止し尙醫師にして阿片発又はモルヒネ中毒者等を治療したる時は患者及使用薬品に關する事項を道知事に届出つるを要する種々煩瑣なる手續を加へ以て之が不正を禁遏せり、爲に発者、中毒者も薬品取得の方法に窮し救治を願ひ出つる者續出せしか因襲の久しき容易に其の數を減すること能はず大正十五年九月末の調査に依るときは三千九百四十二名を算し次第に增加の傾向あるのみならず右は中毒の程度著しき者のみにして若し輕微なる者をも舉くれば其の數右の數倍に上る見込みあり之が爲京畿、全南、全北、慶北等の各道に於ては夙に道地方費の補助と地方有識者の寄附とに依り之が救治を爲せしか右は一度中毒に陥るや家産を盪盡し所在に小窃盜を働き人道上保安上一日も忽にすへからざるを以て之が一齊治療の必要を認め昭和二年度より中毒者最も多き京畿、全南、全北、慶北及黃海の五道に對し國費補助のもとに極力之が治療に當らしむること、せしか其の他の道に於ても之が計畫を爲さむとするものあり。

## 第一十五章 傳染病及地方病

### 一 傳 染 病

朝鮮に於ける傳染病に就きては古き以前に於ける記録なきを以て之を詳にし得ざるも、可なり流行して民心を寒からしめたることは其の傳ふる迷信、傳説に依りても明なり、舊韓國政府は光武三年傳染病豫防規則を制定實施したるも其の規程また不備にして且つ施設の見るへきものなく甚た幼稚なりしを想像せらる、然れども委任統治となり、日韓併合となるに及びて諸種の豫防令發布せられ、海港検疫所の設置を見、稍其の形骸を備ふるに至れり。

由來朝鮮に於て民衆を恐怖せしめたるものはコレラ、痘瘡にして赤痢、腸窒扶斯、猩紅熱、デフラリア等の如きも可なりの流行を呈し防疫上常に苦心を要する所なり、就中痘瘡は絶えず猖獗し來り今日中年以上の朝鮮人中痘瘡経過の證左を顯はし居る者の如何に多きかに依るも明なり、然れどもベストの襲來を未だ受けたることなく衛生施設の未た幼稚にして殊に滿洲、露領地方に接壤せる朝鮮としては誇るに足る所なり。

民衆中には今日尙種々の迷信に囚はれ衛生思想の缺除せる者多く動もすれば豫防處置を忌避し往々反抗する者ありて防疫上容易に所期の目的を達することを得ずと雖大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數も十種となし且つ内容を完備し將來に資する所あると共に絶えず施設改善及取締の勵行を爲しつゝありて漸く其の面目を一新するに至れる状況にあり。

**コレラ**　は流行の歴史頗る古く既に幾度か非常の慘害を逞うせしことありて明治二十八年には平安北

道のみに於て該病死者六萬以上を、同三十五年には京城のみにて死者一萬を出したりと謂ふ、然れども該病は常に外襲的にして年に依り著しき消長あり、殊に併合後衛生施設の進歩に伴ひ復往時の如く著しき流行を見す、大正二、三、四及六、七年の如きは全く患者の發生を見ざりしか大正八年に於ては東亞方面一般に大流行を來したるを以て夙に國境線及海港等に於て之が侵入防止策を講し特に巨費を投して極力之か防遏に努めたるに拘らず全鮮に蔓延し患者一萬六千九百九十一名を出し次て同九年には二萬四千二百九十九名の多きを出すに至れり、然れども之を舊時の流行に比すれば著しく慘害を局限せられたるものと云ふへし、而して大正十年に於ては前年該病の流行激甚を極め又は其の終熄比較的遅かりし地方の住民中警戒の必要ありと認むる者約一萬二千人に對し年初特に採便検査を施行せしか幸にして一名の保菌者をも發見せず、之に依り朝鮮の病毐地にあらざるを確め、且つ全力を擧げて防疫上の諸施設を講し公醫の増員、海港検疫の充實、隔離病舎の普遍的新設、各道細菌検査室の新築、衛生思想の普及等枚舉に遑あらざる迄の改善を施し又本府細菌検査室にては各種血清、ワクチン類の製造能力を高め豫防治療上に遺憾なからむことを期し、一方海港検疫並豫防注射を屬行したる結果、釜山及方魚津港に入港したる船舶中に於て保菌者各一名を檢出したるのみにして未然に之を防止するを得たり。

大正十一年には支那楊子江沿岸及直隸、盛京省等の各地に猖獗を極め、更に轉して福岡、長崎の各

縣下にも患者續發し朝鮮も危機に頻したるを以て支那及内地に對し嚴重なる警戒を加へ一面鮮内海上労働者約六十萬人に對し豫防注射を施行したる等極力防疫に努めたる結果鮮内に支那系に屬するもの平安北道に於て患者四十名を出したるのみにて終熄を見たり。

大正十四年に於ては七月上海に初發以來漸次猖獗を極むるに至りたる情報に接したるを以て八月十五日該地方を目的として最初の到着港に於て停留検疫の施行を命し一面要警戒區域住民に對し「コレラ」豫防注射を開始し極力豫防對策實施中の處、長崎、神奈川、東京、兵庫等に蔓延し來れる「コレラ」は非常なる勢を以て流行の狀を呈し漸次西漸の傾向あるに鑑み、之に對しても極力豫防策を講しつゝありしか十月二十日に至り慶尙南道沿岸漁撈の漁夫中眞症患者發生したるを初めとし相次て慶尙北道の漁夫中罹患者を出したり、時恰も秋鯖の漁獲期に當り内鮮漁業者殺到し一時頗る危險に頻したりしか嚴重防疫措置を講したる爲幸にして僅に六名の患者を出したるのみにして終熄せり。

大正十五年に於ては例年より約一箇月早き六月九日を以て既に上海に「コレラ」患者發生し而も其の發生狀況相當險惡なるものありしを以て本府は從來の苦しき經驗に鑑み「コレラ」豫防注射の施行に將又海港検疫の實施に凡そ可能の範圍に於て積極的豫防措置を講しつゝありしか八月中南、北滿洲各地に蔓延せる「コレラ」は遂に平安北道對岸安東縣に侵入し而も同地に於ては「コレラ」死者四、五の死體を鴨綠江に投擲し且江水を汚染せしめたるを以て水上生活者に傳染し九月八日同道新義州府に一名の

患者を出したるを始とし忽ちにして同江流域各郡並平安南道に傳播して發生地域一府十一郡五町四十四面に及ぶ患者二百五十二名、死者百五十九名、保菌者十一名を出し十月二十六日最後の患者の轉歸を見るに至る迄四十九日間を要し大正十年以降の大流行を現出せり。

**痘瘡** は年々四季を通して流行し殆ど地方病たるの觀を呈したり、由來一般朝鮮人の間には痘瘡を以て自然の命數なりとするの迷信行はれ寧ろ豫防措置を忌避するの傾向あり、舊韓國政府は明治二十八年種痘規則を發布し爾來數次種痘の普及を圖りたれども遂に實績の見るへきものなく、併合前後に於ても毎年多數の患者を出すの狀況にありき、仍て本府施政後は警察官其の他の擔當員をして懲に迷信を訓誨し百方種痘の效果を説示せしむると共に痘苗の無料配付を行ひ、婦人に對しては特に婦人の種痘施術者を置く等極力種痘の普及に努めたる結果病勢漸次減退の傾向ありたるも、大正八年に於ては春季より再び流行の兆を呈して患者二千餘名に上り同九年に於ては東亞方面一般の流行に伴ひ劇性の病毒侵入し極力種痘其の他豫防方法の勵行に努めたるにも拘らず遂に患者一萬一千五百餘名、死者三千六百餘名を出すに至れり、而して同十年に於ては病勢多少減退せしも尙患者八千三百餘名、死者二千五百餘名を出し同十一年春季に於ても更に其の流行を見んとする状勢なりしを以て種痘普及宣傳用の活動カルムを作製し全鮮僻鄙の地に至る迄巡回映寫し之か豫防に對する民衆の覺醒に努むると共に大正十二年四月不備の點多き從來の種痘に關する規則を廢して新に朝鮮種痘令を發布し其の他百方防

疫に努めたる結果漸次良好の域に進みつゝありと雖尙大正十五年に於て患者千十名の多きを示せり。

**腸窒扶斯** も毎年各地に流行して殆ど常在病と化し、之か豫防に付ては特に注意しつゝあるも其の發生數未だ著しく減少するに至らず、本病は之か診定に或程度の期間を要するか故に發見前病毒他に散蔓するの虞あり、殊に一般の飲用水多くは不良にして其の防遏上一層困難する所あり、大正九年九月中旬本病の流行に際しては當局は特に京城に於ける防疫主任者の會合を行ひ豫防方法を講し患者の早期發見に努むる外、近年醫學界に其の效力の偉大なるを唱導せられつゝある豫防接種の希望者に無償施行することに、開業醫、私立病院等に於ても成るべく之を施行せしむることゝせり、然るに同一年に於ては九月以降平壤府内に該病の流行猖獗を極めたるを以て豫防接種の普及と患者の早期發見等に力を盡し同年十二月末に至り漸く終熄を告げたり、腸窒扶斯の豫防に關しては宣傳用の活動寫真フィルムの映寫並衛生講話を行ひ宣傳ポスターの配付等凡ゆる手段方法を講して極力防疫に努めたる結果其の效果著しきものあるを認めらるも大正十五年中の患者は尙五千七十四名を算せり。

**赤痢** は年々各地に發生しつゝありたるを以て患者發見には他の傳染病と等しく常に周密なる檢病的戸口調査を履行しつゝありと雖容易に之か終熄を期すること能はす、仍て之か豫防の根本策として清潔方法を履行し上水、下水の改良を圖り一面豫防液の注射を行ひ専ら其の防遏に努めつゝあり尙大正

二 地 方 病

朝鮮に於ける主なる地方病は肺テスマ、癩、十二指腸蟲、マラリヤ、再歸熱等の諸病にして且つ

**傳染病累年患者調**

猩紅熱 朝鮮に於ける猩紅熱は主として都市在住内地人間に散發し京城府の如きは年中絶えず多少の患者を出し釜山府之に次ぐの状況にあり、大正十五年の患者七百九十八名を出したたり。其の他 チフテリア、パラチフス脳脊髓膜炎等の傳染病も年々各地に發生しつゝあるも未だ流行と謂ふ程度に至らす、然れども豫防治療上遺憾なからしくへく努めつゝあり。

十五年中の患者は一千二百七十七名にして内死亡したる者五百九十四名を出せり。瘧疹チフスは大正八年患者八百餘名を出したる以後年々數十名の患者に止まり未だ流行と稱すへき程度のものにあらざりしか大正十三年一月以來京畿道を中心として流行の兆を呈し大正十五年中に於ては二月以降京畿道内に於て特に多數の患者を出し其の數九百有餘名に達し各道を併せて千二百三十  
九名を出すに至れり。

全鮮各地に浸潤し之か爲營養障害と諸種の疾病とを誘發する者多く、之か除去に就ては先づ各般に亘つて科學的調査の歩を進め、之に依つて得たる成績に基き豫防對策を講せざるへからざるか如何せん調査費用等の關係上未解決の儘に殘され民族衛生上將又產業上甚だ遺憾となる所なり。

**肺チストマ** に對しては大正十一年以降主として本病の最も濃厚なる農村を選ひて調査に着手し豫防對策の資に供すること、爲したるか、調査の結果豫想外に多數患者を發見したり、即ち大正十二年の調査に依れば各道を通し調査人員の〇・九%に達し全羅南道の如きは四六%を示し、又或る面に於ては八二・一%に達し居る所あるを判明せり、而して本病分布の濃否は一般鮮人の嗜好するモクズ蟹、ザリ蟹等の食用に比例し、本病は是等蟹の媒介に依るものあるを知りたり、茲に於て之か豫防の爲本病の感染經路を示めせる活動映畫を調製し各道に配布し其の他豫防宣傳講話會を開催し民衆の自覺喚起に努むると共に、大正十三年には府令を發布してザリ蟹、モクズ蟹の採取及授受を禁止し、又十四年四月以降腸内寄生蟲の調査をなし其の成績を基礎とし、肺チストマは勿論他の腸内寄生蟲豫防撲滅策を講せんとしつゝあり。

**瘧** は朝鮮に於て特に掲くべき特種傳染病にして而も該患者逐年增加の傾向を示し、現在其の數警察官の戸口調査其の他簡単なる調査に依る者のみにても約一萬五千人を以て數へられ、若し醫學的調査を爲さんか驚くべき數に達せんこと想像に難らす、然るに該患者療養の施設としては只僅かに全羅南

道小鹿島に小規模の慈惠醫院ありて目下百五十名内外の患者を收容するの外、外人經營に係る釜山、大邱、光州の各療養所を合して約一千名内外を收容するに限り、爾餘の患者にして是等の地に來集する者多きも全部の收容を爲すことを能はず、而も患者の多くは無產者にして療養の途なく轉々各所を浮浪する狀況にして豫防上遺憾とする所なり、前記外人經營に係るものに對しては相當國庫より補助する等銳意之か豫防制遏に努めつゝあり。

## 第二十六章 獣 疫

朝鮮に於ける獸疫中その被害大なるものは牛疫、傳染性肋膜肺炎、流行性鶯口瘡、炭疽、氣腫疽、皮鼻疽及豕コレラ、豕羅斯疫並狂犬病にして、牛疫及流行性鶯口瘡は接壤の支那地方に常在し、年々國境地方に浸入し時に或は大流行を極め爲に交通、產業、經濟上一大脅威を齎す例乏しからず、又炭疽、氣腫疽其の他の獸疫は朝鮮内に常在し毎年各地に散發し其の害毒を流すこと大なり、仍て本府は夙に之か防疫施設を講し、大正四年に獸疫豫防令を制定施行し、同七年農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所轄に移し、特に國境地方に對しては樞要地に血清貯藏庫十五箇所を設備し常時之を貯藏し機に應して豫防液及免疫血清類の配給の便に資すると共に一面獸疫の早期發見と之か豫防制遏の敏速さに努め或は牛疫豫防の爲に支那地より牛羊等の輸入を停止し又皮鼻疽豫防の爲平安北道對岸支那

地より輸入する馬、驥、驛に對し新義州外六箇所に於て検疫を施行することゝし、以て病害侵襲に備ふる處あり、而して之等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名、其の他の道に各一名の専任獸務嘱託を配置し警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努め、更に大正十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名を増員して其の衝に當らしめ順次防疫機關の擴張を圖り猶獸畜の出入往來及屠場、獸類化成場の使用並家畜市場開設等の停止に關する行政處分は事頗る緊要を要するものあるに拘らず之が執行は總督の權限に屬し取締上不便渺からざりしか故に大正十一年十月獸疫豫防令を改正して之が地方長官の權限に移し以て處分及執行の敏活を期する等銳意豫防警戒に努めつゝあり。

**牛疫** 朝鮮に於ける獸疫中殊に牛疫の發生は主として鳴綠、豆満兩江對岸支那領より病害の侵入するに因るものとす對岸支那領に於ける同獸疫の流行は四時絶えざるにも拘らず北間島在住朝鮮人の爲、我に於て隨時應急措置を執るの外、何等防疫施設の見るへきものなく漫然病害の散逸に放任せの状況なるのみならず、近年國境地方に於ける彼我の交通、商取引等益々頻繁を加へ、殊に長期に亘る結氷期間に在りては兩江上を渡過來往の便あらざるなく、此の期間に於ける獸疫の侵入防止は困難名狀すへからざるものあり、之か對策に付ては本府始政以來國境第一線に於て極力豫防措置を實施すと雖も未だ絶對防止の實を擧ぐるに至らず、故に大正十五年より國境牛疫免疫地帯構成の計畫を實施する

ことゝせるか右は牛疫「ワクチン」發見以來初めて之を廣く應用するものにして之が實績如何は實に世界に於ける斯界の等しく注目する所なるを以て本年度より更に八名の道技手を平安北道、咸鏡南北道に配置し注射施行の任に當らしむるは勿論支那地よりの密輸入牛の取締、斃牛検査の屬行其の他一般防疫事務に從事せしめ以て獸疫豫防の實績を擧げむとす。

**牛の傳染性肋膜肺炎** は未だ嘗て我か國に發生を見ざる所なりしか大正十一年平安北道熙川郡熙川面屠場に於て切迫屠殺したる畜牛を警察官立會解體したるか顯著なる本病なるを發見せり、次て平安南道に傳播し爾來病牛の續發あり、茲に於て大正十二年二月總督府令第十一號を改正し牛疫豫防に關する規定を本病に準用することゝし且通牛の検疫、發病地に於ける檢病的戸口調査並感染の虞ある牛の撲殺等を斷行し極力之が防疫に努めたりしか、大正十二年末に於て平安北道五郡二百七十六頭、平安南道六郡百二十一頭に達せり、而して大正十三年一月平壤に於て肺疫豫防に關する會議を開き之が豫防制遏方法の實行を一層徹底すべきを決議し大いに努むる處あり、爲にさしも暴威を逞うせる本病の流行も大正十三年八月以降著しく發病頭數を遞減せり、然れども尙二百六十九頭を出し大正十四年には平安南北道各六頭、咸鏡南道十四頭、計二十六頭を出したり。

而して本疫は近東諸國に於ける空前の獸疫なるを以て未だ近代科學の恩恵たる豫防液の血清、診断藥の發見なく且潜伏期不定にして短きは一週間、長きものに在りては數箇月後發病するものあり、且

つ初期の症狀は容易ならず、從て早期發見に苦しみ尙朝鮮に於ては技術員寡少なる結果豫防制遏上遺憾の點渺としてせず、故に大正十三年七月總督府令を以て獸疫豫防令施行規則の一部を改正し從來評價格の三分の一の支給率を五分の四に増額し以て撲殺を容易ならしめ病牛の隠蔽を防き防疫の徹底に資しつゝあり。

### 獸 疫 發 生 數

(昭和元年十二月末現在)

年別	病別	牛	疫炭疽	氣腫疽	皮鼻疽	流行性	豕コレラ	豕羅斯疫	狂犬病	肺疫	計
大正元年	大正二年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正二年	大正三年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正三年	大正四年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正四年	大正五年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正五年	大正六年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正六年	大正七年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正七年	大正八年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五
大正八年	大正九年	二八三	二三五	一、三七	一、七五	一、三四	一、三二	一、二三	一、一九	一、九三五	一、九三五

京畿道	忠淸北道	慶尚北道	慶尚南道	全羅北道	全羅南道	羅尙道	淸尙道	淸南道	北道	南道	原北道
大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和元年	大正和	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年	京畿道
一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六
三七一	三七二	三七三	三七四	三七五	三七六	三七七	三七八	三七九	三七一〇	三七一一	三七一二
四三一	四三二	四三三	四三四	四三五	四三六	四三七	四三八	四三九	四三一〇	四三一一	四三一二
五二一	五二二	五二三	五二四	五二五	五二六	五二七	五二八	五二九	五二一〇	五二一一	五二一二
一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一三一〇	一三一一	一三一二
二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二二一〇	二二一一	二二一二
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	三一〇	三一一	三一二
四一	四二	四三	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
五〇	五一	五二	五三	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四
六〇	六一	六二	六三	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
七〇	七一	七二	七三	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
八〇	八一	八二	八三	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
九〇	九一	九二	九三	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六
一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一一一〇	一一一一
一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一二一〇	一二一一
一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一三一〇	一三一一
一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五

## 第二十七章 移出牛検疫

朝鮮に於ける移出牛の検疫は明治四十二年韓國政府に於て輸出牛検疫法を發布し釜山に検疫所を設置したるに始まり當時の検疫は食用の爲内地港灣到着後直に屠殺するものを除くの外必ず内地朝鮮兩地に於て各九日間の繫留検疫即ち二重検疫を施行し當業者の不便尠からざりしを以て大正四年七月本府は新に移出牛検疫規則を發布し釜山及馬山港より移出するものに限り釜山に於て二十日間の繫留検疫を行ひ内地との二重検疫を廢止し大正五年十月同規則を改正し更に元山城津に於て移出牛の健康検査を行ひ敦賀港へも移出し得ること、せしか朝鮮より内地へ移出する畜牛は累年増加し釜山検疫所に於ける繫留牛の停滯尠からざるを以て同所開始以來漸次牛舎の増築を爲し同八年更に牛舎三棟を増築し且之に伴ふ諸般の設備を整へ所要人員を増加したるも尙毎月一千頭以上の停滯牛あるを免れざりしを以て之か調節を圖る爲木浦に廻送して無検疫の儘移出し得ること、せしも其の後農商務省と交渉の上當時一回十八日以上となり居りし釜山に於ける繫留検疫日數を十二日以上に短縮するの協定を遂げ同九年三月此の趣旨に依り規程を改正したり然るに同十年五、六の兩月に亘り釜山検疫所に於て検疫終了せる移出牛中内地到着後牛疫發生せる實例に鑑み同年十一月農商務省よりの交渉に應し同年十二月十五日より釜山繫留検疫日數を十五日以上に改正せるか其の後年々移出牛の増加を見到底釜山検

疫所に於てのみ收容する能はす而も自由移出の危険を考察し大正十四年十月一日より更に仁川、鎮南浦、元山、城津に検疫所を増設し検疫期間を十二日以上二十日以内に改め猶此の検疫を受けたる畜牛に非されば移出することを得ざること、し新検疫制度の確立を見たり、然るに是より前、同年八月二十七日元山より移出せし百十二頭は同月三十日下關入港後直に福浦獸類検疫所に入所々定の検疫を行へ九月十五日全部解放山口縣外數縣に輸送せられたるか右牛群中十月二十三日以降山口、福岡、廣島の各縣下に肺疫發生し斯界の大問題を惹起したる不祥事に鑑み農林省は平安南北、咸鏡南北の四道を該病の潛在地と看做し十月四日省令第二十七號を發布し前記四道を發し又は經過し來れる畜牛の移入を停止せり爲に朝鮮の移出貿易に大恐慌を來たしたるを以て之か解禁を速ならしむべく數次農林省と交渉し一面防疫會議を開きて善後策を講し發生地方並危險區域の交通遮斷四道界の警戒、四道内の畜牛の一齊検診其の他凡ゆる豫防警戒に努めたる結果大正十五年二月五日に至り（イ）移入停止區域を平安北道及咸鏡南道中長津郡の一部に極限せられ（ロ）平安南道咸鏡南北道牛は汽車積込前又は移出牛検疫所に於て肺疫補體結合法を行ひ異狀なきものに限り移出すること（ハ）前項の牛は必ず鎮南浦、元山、城津の移出牛検疫所に於て各十五日間及内地に於て十日間検疫を行ふことを條件として四道牛移入の解禁を見、亞て三月十七日に至り前記（イ）號平安北道を雲山郡外六郡に縮少せらるゝに至れり。更に同年六月二十五日に至り全く之か解禁を見ると共に検疫期間に於ても北西鮮四道牛の延長期間も南

鮮同様とせられ、又通過検疫所の制限も撤廃せられ、茲に全く検疫制度の復舊を見るに至れり。

(昭和元年十二月末現在)

移出牛

# 第一二十八章 屠場及屠畜取締

朝鮮に於ては慣習上慶典、弔儀等には獸肉を必要品とし又各階級を通じて獸肉を嗜好す、之が爲各地共に牛豚其の他家畜家禽の飼育盛にして屠畜頭數も隨て多かりしか屠場多く個人經營に屬しその規模極めて小なるもの多く且衛生的施設を缺き遺憾の點多かりしを以て屠場の公設を獎勵し、個人經營

のものは始めで衛生組合、學校組合等の經營に移されたが大正六年七月西郷行徳は死んで西郷の  
去すると共に之か取締の統一を圖りたり、府所在地に於ける公設屠場はその構造設備等稍見るへきも  
か新築を爲しつゝあり。

大正十五年未に於ける屠場數は一千三百有餘箇所にして屠殺數牛二十六萬三千九百頭、豚十九萬五千六百餘頭、馬四百頭、計四十五萬九千九百餘頭の多數なり、然るに之に從事する責任ある技術員は僅に地方費支辨に屬する衛生技手及屠畜検査員二十五名にして他は各郡に在勤する産業技手二百二名及警察獸醫三十一名か隨時屠畜検査を施行し、大部分の屠畜は技術的智能乏しき警察官に於て其の本務を傍ら検査し來れるは寔に遺憾とする處にして且つ食肉衛生上憂慮に堪えざるものあり、故に今後は努めて財政の許す限り専務技術員及警察獸醫の増置に意を注ぎ併せて警察官に對する此の種技術的智能の涵養に努め以て其の缺陷を補はむとしつゝあり。

# 第一一十九章 警察協會

警察協會は全鮮の警察官及警察事務に從事する職員の學術武道を獎勵し智識の啓發及品性を陶冶し兼て會員相互の共濟親睦を圖る目的を以て、明治四十二年以來警察事務の連絡の爲め毎月一回發刊し來りたる警務彙報の事業に依り積立てたる金六千餘圓を基礎して大正十年六月十五日財團法人として朝鮮總督の許可を得て設立せられ本部を警務局に支部を各道に置き政務總監を總裁に警務局長を會長に各道知事を支部長に推薦し又本部に幹事、評議員、支部に副支部長、幹事、委員を置き會務を處理し、且つ會の事務を庶務、學藝、武道及共濟の四部に分ち各部に部長及事務員を配置し各々其の擔任事務を掌理せしめつゝあり。

其の事業としては毎月一回雑誌を發行し、時々講演會、演武會を開催し心身の練磨を資するの外會員及其の家族中死傷し若くは疾病其の他の災厄に遭遇したる者に對し其の職務に依ると否とを問はず

相當の共済金を贈與し、又警察上特に功勞あり警察官一般の鑑鑑なりと認められたる警察功勞章を授受せる者に對し金圓を贈與して其の功勞を表彰し、或は就學兒童の保護、共同購買、其の他會員の私生活に關する事項等にして機に臨み時に應して種々の施設を試みつゝあり。今協會設立以來實施し來れる事業及其の成績左の如し。

**警察官招魂祭** 年中行事の一として毎年一回併合以來朝鮮に於て殉職したる警察官の招魂祭を舉行し遺族に對しては記念品の外相當旅費を贈與する等待遇に努むる處あり。

**刊行物** 每月一回雑誌警務彙報を發行す彙報は會員の品性陶冶精神の修養等に關する記事及娛樂的方面を加味し併せて必須なる法令例規を登載せる約百五六十頁の雑誌にして其の發行毎月一萬九千餘部に達せり、其の他警察に關する法令例規聚約六千頁上中下三卷に分ちたるものを行はれし三箇月毎に加除表を追刊せり。

**就學兒童受託所の開設** 地方僻遠の地に勤務する警察官は其の子弟の就學年齢に達せば教養機關なき爲父母の許より通學せしむる能はず教養上の缺陷不便少からず、且又收入に比し多大の負擔となるに依り大正十一年試みに平安北道及咸鏡南北の三道樞要の地に各一箇所の兒童受託所を開設したりしに最初は三十餘名の受託者ありしも警察官は常に勤務の異動甚たしく又親子の愛情に於て依託し能はざるものあり、之等内地人は概ね郷里の父母親戚に委託し漸次減少し遂に其の效果を擧ぐる能はざりき、

然れど共將來此の種施設を希望するものあるに於ては再び開設せむとするものなり。

**産婆の養成** 醫療機關の整備せざる地方に勤務する警察官の妻女は妊娠毎に不安を抱き加之鮮人妊婦に對して出産を助成するは内鮮融和の一助となるものあるを以て警察官の妻女中より産婆志願者百名を募集して相當の旅費及手當を給し、大正十二年一月より三箇月間の速成を以て各道慈惠醫院に委託し講習を開始し卒業の上更に試験を経て夫々開業せしめたるに成績大に見るへきものあるを以て爾來支部中には年々其の養成を爲すものあり本部も亦經費の許す限り之れか實施を計畫しつゝあり。

**被服の調製** 地方に在住する會員の被服(制服、制帽、洋服)調製上の不便を緩和すると同時に經濟的方面に寄與するの目的を以て大正十二年度より職工を雇傭し工場を設けて之か調製に着手したり、而して其の材料たる服地は從來市中の商店より購入したるも優良なる地質を得るに困難なるのみならず、價格不同に陥り注文者に満足を與ふること僅少なるを遺憾させしか昨年七月千住製絨所より服地の拂下を受け茲に始めて統一ある調製を爲すことを得、現に市價より二割乃至四割の安價を以て會員に満足を與ふるの盛況を見るに至れり。

製靴は朝鮮皮革株式會社と特約し市價に比し二割以上の割引を以て供給することなし、大正十二年七月より之を實施し目下相當の成績を擧げつゝあり。

**共同購買** 僕遠地に勤務する警察官は肌着沓下其の他の雜貨類の購入に不便を感じることのみならず、極

めて粗悪品を高價を以て購入するの不便あるに鑑み大阪製造元と特約せしめ二割乃至五割の安價を以て供給することゝせり。

精良の賣薬及時計類を安價に購入し得る方法を研究し其の共同購買を実施しつゝあり。以上の事業は協會に専任事務員四名の外全部警務局就中警務課職員に於て各本務の餘暇執務處理せるものなり。

協會の資産は雑誌警務彙報の積立金六千圓を基礎とし會員よりの醵金二萬餘圓及歲入の剩餘金等を積立て又本會の事業を賛成せる、銀行、會社其の他有志より寄贈せられたる金員を基本財產とし現に三十一萬一千四百四十五圓あり。

協會の經費は毎月通常會員より徵收する會費及基本資産より生する利子及廣告料金等を以て充て毎年歲出入豫算を作成し評議會の決議を経て施行せられつゝあり。

## 朝鮮總督府警務局

昭和二年八月二十日印刷  
昭和二年八月二十五日發行

京城府觀水洞百三十五番地

印 刷 所 大 和 商 會 印 刷 所

ER 170.

因 想 醉 酒 而 痛 料 因

甲戌二年正月二十日  
同上

庚辰正月二十日





